

川崎競馬組合 殿

先般、当方に寄せられた情報を基に、杉村一樹騎手が常習的に外部と通信行為をしているという重大な規則違反について、杉村騎手が所属する「神奈川県川崎競馬組合」及び「地方競馬全国協会」に対し、情報の真偽を確認すべく「質問状」を送りました。又、関係者の皆様には公正な地方競馬の実地に努めていただきたく、情報提供をして参りました。

「質問状」に対しては、川崎競馬組合も地方競馬全国協会も無視することなく四月十日付の書面にて返答を頂いております。返答の概要は「事実関係の調査中」であることや、事実を確認した場合には「処分を図る」というものでした。また、騎手の手荷物検査については「地方競馬主催者が厳正に行っている」と断言しています。しかし、杉村騎手の行為や言動に対する事実関係については明らかにされることはありませんでした。そんな折、川崎競馬組合が五月九日付「川崎競馬場所所属杉村一樹騎手の処分について」という書面を公表し、当方にもFAXで処分に至ったことを伝えてきました。

然し乍ら、その内容は杉村騎手の規定違反に対する処分を決定したというよりは、内容を歪曲し事実を隠蔽した処分ではないか？といわざるを得ません。何故なら、当方には地方競馬の関係者と思われる方から、資料と共に詳細を記した信憑性の高い情報が届いていたからです。その情報を基に質問状を作成し、関係者の皆様に情報提供をしてきたのです。

川崎競馬組合は、処分に至った経過について「外部との通信を試みた」とか、「告発」とか、「一年以上前から騎手調整室に携帯電話を持ち込んでいた」とか簡素に結果だけ記していますが、外部との通信は「八百長の根源であり、公正保持は保たれず、内部情報の漏えいも生じる」重大な規定違反行為であります。

又、「告発」というのは組織において重大事であり、協会や組合の体質に問題があったことの証左であります。現実には一年以上も杉村騎手の携帯電話の持ち込みを発見できなかったという杜撰な管理体制であったにも拘らず、自らの管理監督義務違反を認めようとしていません。

しかも、この違反の発見が杉村騎手から自己申述があつたように発表していますが、事実には反しています。当方の質問状でも触れていますが、杉村騎手の不貞行為、ストーカー行為による被害を訴えている相手女性の告発により、杉村騎手の一連の行為が発覚したというのが当方の見解です。

嘗て地方競馬全国協会が騎手に出した処分の前例を見ると、例えば平成二十七年に騎手調査ルームに資格の無い者入室させるなどして規定違反を犯した御神本訓史騎手は、その後、騎手免許が不合格となり、約二年間も厩務員をさせられ騎手業を自粛させられたそうですが、規定の意図するところと騎手として犯した違反行為の重大さは、杉村騎手と変わりないものではないですか。それなのに何故、杉村騎手は僅か

三十日間の騎乗停止で済まされるのか？この杉村騎手への処分が前例となり、今後同様の規定違反を犯した騎手へ示しが付かず、厳正な対処をすることが出来なくなるのではないのでしょうか？

当方には、川崎競馬組合に携帯電話持ち込みを指摘された杉村騎手が開き直って、他の騎手の「調整室への携帯電話持ち込み」や、「調教師、馬主、組合の不正も、洗いざらい公表する」と開き直ったという情報も得ています。今回の処分は、その結果の「痛み分け」のように思えてなりません。現に「大井競馬場なら、絶対こんな甘い処分は出さない」という声が聞こえてきます。これら度重なる杉村騎手の振る舞いや言動を踏まえれば、規定違反が行われていた南関東四競馬場からの永久追放に値する重罪ではないでしょうか。

当方は、いたずらに危機感を煽る気持ちはありませんが、「災い転じて福となす」の例えに習い、毅然とした対応で乗り切らないと、いつまでも遺恨を残し、取り返しのつかない結果を生むような気がしてなりません。

地方競馬に携わる関係各位が、地方競馬全国協会が掲げる「地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進」が実現されるよう留意され、この度の杉村騎手の処分について、正義と真実の声を上げて頂きたいのです。以上のことを踏まえ、全ての競馬ファンに成り代り、公正な競馬の確保と安全な実地を訴える啓蒙活動を展開していくことを此処に宣言致します。

平成二十九年五月十六日

敬天新聞社



〒三三五―〇〇一三

埼玉県戸田市喜沢一―二十八―四十三

電話 〇四八―二二九―〇〇七

FAX 〇四八―二四二―五八五八